

令和5年4月  
(第33回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和5年4月25日(火曜日)

令和5年4月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年4月25日(火曜日) 午前9時00分～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1 番	山 之 口 勝 一
〃	2 番	北 之 口 洋 一
〃	3 番	富 田 良 成
	5 番	後 藤 望
〃	6 番	淵 脇 耕 二
〃	7 番	溝 田 耕 一
〃	8 番	東 山 崎 勝 一
〃	9 番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子  
事務局書記 中島 大貴  
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第113号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年4月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の山之口委員と2番の北之口委員の両名を指名致します。  
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第112号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通しください。  
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思ひます。  
よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

11番： 11番徳留です。4月15日午後2時45分頃から橋口会長と私と野村推進委員と譲  
受人立会ひの下で現地調査いたしました。現地は〇〇より南東側約250mの位置にあ  
り、現在は野菜が少し植えてありました。調査の意見としては、譲渡人は〇〇に住ん  
でおり、帰ってくる予定はないということから、親戚である譲受人にもらってくれな  
いかと話があったそうですが、もらうのは心苦しいということから「買ひましよう」  
となったそうです。譲受人はハウス2棟でピーマンを栽培されており、米や野菜も作  
りたいとのことで話がまとまったそうです。譲受人は有望な後継者で、今回の3条申  
請は何ら問題ないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、受付番号1  
番については溝田委員に関する議案です。そのため、南大隅町農業委員会会議規則第  
12条の議事参与の制限により退出をお願いします。

(溝田委員退出)

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、「許可やむなし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第112号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第112号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

(溝田委員入室)

議長： 次に議案第112号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7番： 7番溝田です。4月15日午後3時ごろから徳留委員、野村推進委員、申請人とで調査を行いました。申請地は、〇〇の県道〇〇線〇〇集落内の〇〇から西へ100mほど入った〇〇地区にあります。2筆とも周りは水田で、バレイショや水稻が栽培され、現在も申請人がバレイショを栽培しています。調査の意見としまして、申請人は高齢ではありますが、申請地のすぐ近くに住んでおり、10数年来借りて耕作しており、引き続き耕作したいとのことで購入を申し出たそうです。購入後は周囲に迷惑をかけるようなことは考えられず、問題ないと判断します。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当委員の野村推進委員もなにか意見があればお願いします。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、「許可やむなし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第112号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第112号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第112号受付番号3番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号3番につきましては、8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。  
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。  
よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

9 番： 9番吉永です。報告前に1つ確認があるのですが、農地取得する際の下限面積について  
は4月1日から撤廃されたとのことで間違いありませんか。

事務局： はい。撤廃されました。

9 番： わかりました。それでは報告いたします。申請地は、〇〇へ向かう途中にある〇〇より  
左に入った〇〇の最初の交差点を東に50mくらい入った右側にあります。入口に  
ある農地は今年2月の定例総会で承認した利用権設定した農地であり、本申請はその  
奥にあるハウスです。以前は、〇〇が電照菊を栽培したり、〇〇がバレイショを栽培  
したりしていたが、6年ほど前から耕作されておりません。ハウスの北側は竹が生え  
ており、南側はススキや雑木が生えており、耕作できるまでは相当の手間がかかるも  
のと考えます。申請人は、〇〇出身で、実家も水稻等を栽培しており、本人もあちこ  
ちで農業に関する仕事や農家の手伝い等をしており、農業に対する若干の知識や農業  
に対する意欲は持っているものと感じます。ハウス取得後は、パッションフルーツや  
野菜、花の苗物等の栽培を行いたいとのことであり、今回の許可申請は問題ないもの  
と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑  
に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。  
地区担当の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありませんか。

議 長： 金額については、荒れているからこの金額なのですか。

9 番： はい。現時点、電照菊をしていた際の資材や、ハウスのビニールが置きっぱなしでし  
た。そのため、この金額での話となったそうです。

6 番： はい

議 長： どうぞ。

6 番： 6 番淵脇です。申請地は復旧謝金の対象となりますか。

事務局： 対象となります。すでに申請人にも申請書を提出するようお伝えしております。

議 長： 他にありませんか。

10 番： 復旧謝金はビニールの処分代などに充てても大丈夫ですか。

事務局： 謝金については、特定の用途に支払うものではなく、荒れている農地を綺麗にして耕作してくれることに対して支払うものなので、用途については問題ないです。

議 長： 他にありませんか。

9 番： 一人で農業されるとのことですので、手が回るか少し心配な部分もあります。

議 長： そうですね、我々も見回るなどサポートできるようにしていきましょう。併せて経済課の技術員とも連携を取っていきましょう。他にありませんか。

推進員： はい。

議 長： 瀬戸山推進委員どうぞ。

推進員： 万が一ですが、許可した後に荒らしてしまうなどうまくいかなかった際に、農業委員会として責任を問われるようなことはあるのですか。

議 長： それはないと思います。我々は申請に対して審議し、判断することが役目なので、もしそうなれば本人の責任かと。他にありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと  
思います。  
議案 112 号受付番号 3 番について、「承認やむなし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。全推進委員、承認やむなしでございます。  
それでは、農業委員会による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 112 号受付番号 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 112 号受付番号 3 番は、許可す

ることに決定いたします。

議 長： 次に、議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 町長より農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。

(10ページ 議案第113号の議案書の読み上げ)

事務局： 11ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)  
12ページから15ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。  
よろしくをお願いします。なお、事務局より補足説明いたします。

事務局： (利用権設定内容について補足説明)

議 長： 29～32番に富田委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退出していただきます。

(富田委員退室)

議 長： ただ今ご説明等ございましたが、ご質問等ありませんか。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： 機構の貸借5、6番については借主が水利費も支払うということですか。

事務局： はい、そのように聞いております。双方で、水利費も含めた金額で話を行ったのですが、機構へ申請を行う際は、水利費を差し引いた金額を賃借料として申請する必要があったようで、表のような金額となりました。

12番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

12番： 今回申請してきている〇〇ですが、復旧謝金の申請はありましたか。

事務局： 復旧謝金の制度は、〇〇は知っていますが、申請してきていない状況です。  
そのため、事務局としては、利用しないとの認識でいます。

12番： では、利用しない代わりに5年間使用貸借で借りるのかもしれませんが、貸主が納得していればそれでいいと思いますが、少し長いような気がします。

10番： すみませんよろしいですか。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： ○○ですが、貸主との話し合いの際、私も同席するのですが、貸主としては、荒地を綺麗にして利用してくれるのであれば、無料でもいいというのが意見です。そのため、いったん5年は無料とし、更新時に改めて話し合いを行うこととなっております。

12番： わかりました。ありがとうございます。

推進員： はい。

議 長： 持留推進委員どうぞ。

推進員： この○○は○○、○○と様々な農地を借りて耕作していますが、会社としてどの程度広げていく予定なのか聞いてますか。

事務局： 所有者から相談を受けた農地すべて借りているというわけではないようです。相談を受け、確認を行って判断しているとのこと。予定については現時点未確認なので、確認しておきます。

6 番： すみませんよろしいですか。

議 長： はいどうぞ。

6 番： 賃借料について、近い農地でも少し差があるように思います。そのため、もし貸主間で賃借料の話となった際に説明ができません。そのため、なるべく差が無いようにお話ししていただけると助かります。

議 長： やはり機構での契約に向けた話し合いの際には、我々委員が同席し、差がなくなるように話し合いを行っていただけらなと思います。他にございませんか。

(意見・質問なし)

議 長： それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。

議案第113号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「異議なし」でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第113号について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第113号は計画のとおり決定いたします。

(富田委員入室)

- 議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。
- 9 番： 良ければ、現地調査依頼の際、申請人等の情報が事務局にある際は、先に共有していただければ幸いです。よろしく願いいたします。
- 11番： 利用権についてよろしいですか。
- 議 長： どうぞ。
- 11番： かねてから相談している方についてなのですが、まだ改善されないと貸主からどうすればよいかと相談されました。現在、借主との話し合い等の進捗状況はどうですか。
- 事務局： その件については、借主の方から事務局へも相談がありました。現在、機構を通して契約を行っている状況で、機構が今後の対応を行うために準備しているところです。そのため、機構の動きが決まった時点で事務局へも共有をお願いしており、それに併せて事務局も次の段階の動きを考えているところですので、貸主の方へそのようにお伝えいただくと助かります。よろしく願いいたします。
- 12番： はい。
- 議 長： 横原委員どうぞ。
- 12番： 利用権設定については、どこまで力があるのですか。今回のような場合は貸主が泣き寝入りせざるを得ないのでしょうか。最悪の場合の責任はどこが持つか、改めて確認していた方がよいのではないのでしょうか。
- 議 長： 利用権設定については、借りる本人が一番責任を持つものであり、それは契約の時に署名や押印までもらってますし、それが条件です。他にありませんか。
- 6 番： 農業委員推進委員全体で視察を行いたいです。根占地区の委員は佐多地区をあまり詳しく知りませんし、逆もそうだと思います。希望ではありますが、ご検討いただけたらと思います。
- 議 長： ウイルス感染症も落ち着きましたし、事務局と相談しながら計画してみたいと思います。
- 7 番： はい。
- 議 長： 溝田委員どうぞ。
- 7 番： 先ほどの情報共有の件についてですが、現地調査前に対象委員を集めて情報共有してみてもどうでしょうか。
- 議 長： ありがとうございます。検討します。他にありませんか。
- 事務局： その他、5月の行事予定について

議長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年4月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員